

令和 8 年第 2 回

小松市議会定例会議案

令和 8 年 (2026年) 2 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第11号	令和7年度小松市一般会計補正予算（第7号）	1
議案第12号	令和7年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	11
議案第13号	令和7年度小松市公債管理特別会計補正予算（第1号）	15
議案第14号	令和7年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第2号）	19
議案第15号	令和7年度小松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	21
議案第16号	令和7年度小松市水道事業会計補正予算（第4号）	25
議案第17号	令和7年度小松市下水道事業会計補正予算（第4号）	27
議案第18号	令和7年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第3号）	31
議案第19号	小松市老朽危険空家除却後の土地に係る固定資産税等の減免に関する条例について	35
議案第20号	小松市公共下水道条例の一部を改正する条例について	39
議案第21号	小松市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について	43
議案第22号	小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	45
議案第23号	小松市火災予防条例の一部を改正する条例について	73
議案第24号	小松市役所支所設置条例の一部を改正する条例について	129
議案第25号	小松市職員定数条例の一部を改正する条例について	131
議案第26号	小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	133
議案第27号	小松市手数料条例の一部を改正する条例について	153
議案第28号	小松市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について	157
議案第29号	工事請負契約の一部変更について	165
議案第30号	市道路線の認定について	167
議案第31号	市道路線の変更について	169
議案第32号	市道路線の廃止について	171
議案第33号	指定管理者の指定の変更について	173

議案第34号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について……………	177
議案第35号	専決処分の承認を求めることについて……………	179

議案第11号

令和7年度小松市一般会計補正予算 (第7号)

令和7年度小松市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ937,205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,482,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	17,920,000	206,000	18,126,000
	1 市民税	8,370,000	171,000	8,541,000
	2 固定資産税	7,460,000	60,000	7,520,000
	4 市たばこ税	710,000	△25,000	685,000
7	地方消費税交付金	2,917,000	200,300	3,117,300
	1 地方消費税交付金	2,917,000	200,300	3,117,300
12	地方交付税	8,527,900	542,000	9,069,900
	1 地方交付税	8,527,900	542,000	9,069,900
14	分担金及び負担金	109,963	5,822	115,785
	1 分担金	25,352	12,822	38,174
	2 負担金	84,611	△7,000	77,611
16	国庫支出金	13,334,379	80,650	13,415,029
	1 国庫負担金	7,297,442	18,577	7,316,019
	2 国庫補助金	5,983,120	62,073	6,045,193
17	県支出金	4,972,604	34,351	5,006,955
	1 県負担金	2,914,723	△8,087	2,906,636
	2 県補助金	1,597,553	42,438	1,639,991
19	寄附金	615,799	24,742	640,541
	1 寄附金	615,799	24,742	640,541
20	繰入金	1,413,569	△265,000	1,148,569
	1 基金繰入金	1,349,567	△265,000	1,084,567
21	繰越金	274,845	30,295	305,140
	1 繰越金	274,845	30,295	305,140
22	諸収入	1,741,482	8,145	1,749,627
	4 雑入	1,491,422	8,145	1,499,567
23	市債	4,356,500	69,900	4,426,400

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 市債	4,356,500	69,900	4,426,400
	歳入合計	58,544,810	937,205	59,482,015

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,276,743	847,517	8,124,260
	1 総務管理費	6,356,548	841,045	7,197,593
	2 徴税費	431,067	△4,000	427,067
	3 戸籍住民基本台帳費	224,883	10,472	235,355
3	民生費	21,228,391	49,236	21,277,627
	1 社会福祉費	9,185,848	△7,218	9,178,630
	2 児童福祉費	11,110,908	△20,948	11,089,960
	3 生活保護費	889,485	77,602	967,087
	4 災害救助費	42,150	△200	41,950
4	衛生費	3,256,943	△18,055	3,238,888
	1 保健衛生費	1,278,716	△18,055	1,260,661
	2 環境対策費	1,338,316	0	1,338,316
6	農林水産業費	1,279,700	119,931	1,399,631
	1 農業費	937,376	109,931	1,047,307
	2 林業費	319,163	10,000	329,163
7	商工費	1,396,246	29,100	1,425,346
	1 商工費	1,396,246	29,100	1,425,346
8	土木費	6,325,657	△271,491	6,054,166
	1 土木管理費	101,900	△2,548	99,352
	2 道路橋りょう費	2,285,301	△210,237	2,075,064
	4 都市計画費	961,623	△66,606	895,017
	5 下水道費	2,052,774	7,900	2,060,674
9	消防費	2,015,589	△24,841	1,990,748
	1 消防費	2,015,589	△24,841	1,990,748
10	教育費	9,252,589	14,808	9,267,397
	1 教育総務費	1,635,583	△75,840	1,559,743

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 小学校費	1,523,712	△19,000	1,504,712
	5 社会教育費	1,463,035	△4,100	1,458,935
	6 保健体育費	2,155,076	6,222	2,161,298
	7 大学費	1,446,890	107,526	1,554,416
11	災害復旧費	679,050	0	679,050
	2 農林水産施設災害復旧費	120,000	0	120,000
12	公債費	5,441,400	191,000	5,632,400
	1 公債費	5,441,400	191,000	5,632,400
歳 出 合 計		58,544,810	937,205	59,482,015

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	地籍調査費	38,995
		市民センター改修費	149,236
		小松駅・空港間自動運転バス運行費	89,600
		公共ライドシェア運行費	25,099
		芸術劇場大規模改修費	400,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	介護人材確保・職場環境改善支援費	3,000
	2. 児童福祉費	認定こども園だいいち整備費	4,477
	3. 生活保護費	職員人件費	360
		法内扶助費	26,455
		就労準備支援等費	4,625
6. 農水産業費	1. 農業費	農業経営体育成支援費	74,105
		県単土地改良費	7,194
		県営土地改良費負担金	131,023
	2. 林業費	林道整備費	3,139
		県営広域基幹林道整備費負担金	18,052
7. 商工費	1. 商工費	中小企業相談所運営費補助金	700
		産業振興支援費	9,000
		誘客推進費	1,400
		こまつまるごと観光物産推進費	2,000
		産業観光推進費	6,000
		日本遺産振興費	4,000
		九谷焼ブランド推進費	1,000

款	項	事業名	金額	
8. 土木費	1. 土木管理費	定住促進費	3,452	
	2. 道路橋りょう費	道路改良舗装費	21,000	
		橋りょう改修等整備費	219,500	
		特別道路整備費	69,300	
		消雪施設整備費	290,200	
	3. 河川費	排水路管理費	3,267	
		都市排水路整備費	65,164	
	4. 都市計画費	都市計画調査費	14,894	
		栗津駅周辺整備費	22,000	
		県営街路整備費負担金	25,429	
		都市公園ストック再編費	8,248	
	9. 消防費	1. 消防費	消防団活動拠点施設整備費	9,000
			中消防署西出張所整備費	49,760
			防災行政無線運営費	6,600
防災体制強化費			14,300	
10. 教育費	4. 高等学校費	市立高校改革検討費	1,490	
	5. 社会教育費	尾小屋鉦山資料館周辺持続活性化費	4,580	
	7. 大学費	公立小松大学運営費	72,351	
11. 災害復旧費	1. 公共土木施設災害復旧費	過年発生公共土木（道路）災害復旧費	49,700	
		過年発生公園施設災害復旧費	314,770	
	2. 農林水産施設災害復旧費	現年発生農業施設災害復旧費	42,597	
		林業施設災害復旧費	16,000	

第3表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理費	39,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。	59,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。 ただし、財 政の状況に より償還年 限を短縮 し、繰上償 還をなし、 又は借換え をすることが できる。
芸術劇場 大規模改修費	58,800				307,200			
デジタル通信 センター 運営費	12,600				8,900			
私立こども園 等整備費	52,800				47,900			
排水機場維持 管理費	24,600				31,600			
県営土地 改良費	106,300				127,800			
道路橋りょう 整備費	877,900				772,400			
県営道路改良 舗装費	10,300				18,300			
粟津駅周辺 整備費	154,000				127,600			
県営街路 整備費	33,300				23,400			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
中消防署西出張所整備費	105,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	91,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
I C T教育環境推進費	184,800				139,300			
小学校校舎等改修費	367,000				357,300			
尾小屋鉦山資料館周辺持続活性化事業費	53,300				47,600			
現年発生農業施設災害復旧費	17,700				7,500			
計	4,356,500				4,426,400			

議案第12号

令和7年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,026,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	1,705,627	50,000	1,755,627
	1 国民健康保険税	1,705,627	50,000	1,755,627
3	県支出金	6,268,641	60,000	6,328,641
	1 県補助金	6,268,640	60,000	6,328,640
5	繰入金	932,595	△64,000	868,595
	1 一般会計繰入金	733,639	△19,467	714,172
	2 基金繰入金	198,956	△44,533	154,423
	歳 入 合 計	8,980,057	46,000	9,026,057

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	221,939	△7,000	214,939
	1 総務管理費	221,939	△7,000	214,939
2	保険給付費	6,093,700	60,000	6,153,700
	1 療養諸費	5,225,200	50,000	5,275,200
	2 高額療養費	841,700	10,000	851,700
4	保健事業費	104,884	△7,000	97,884
	1 特定健康診査等事業費	70,534	△10,500	60,034
	2 保健事業費	34,350	3,500	37,850
	歳 出 合 計	8,980,057	46,000	9,026,057

議案第13号

令和7年度小松市公債管理特別会計補 正予算（第1号）

令和7年度小松市の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,543,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	5,440,400	191,000	5,631,400
	1 一般会計繰入金	5,440,400	191,000	5,631,400
	歳 入 合 計	6,352,200	191,000	6,543,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	公債費	6,352,200	191,000	6,543,200
	1 公債費	6,352,200	191,000	6,543,200
	歳 出 合 計	6,352,200	191,000	6,543,200

議案第14号

令和7年度小松市産業団地事業特別会 計補正予算（第2号）

令和7年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	向本折地区土地区画整理費	857,090

議案第15号

令和7年度小松市後期高齢者医療特別 会計補正予算（第4号）

令和7年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,174,757千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	1,469,900	84,000	1,553,900
	1 後期高齢者医療保険料	1,469,900	84,000	1,553,900
	歳 入 合 計	2,090,757	84,000	2,174,757

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,936,900	84,000	2,020,900
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,936,900	84,000	2,020,900
	歳 出 合 計	2,090,757	84,000	2,174,757

議案第16号

令和7年度小松市水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度小松市の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度小松市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
		収	入
第1款 水道事業収益	2,681,000千円	2,800千円	2,863,800千円
第2項 営業外収益	303,676千円	2,800千円	306,476千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「38,377千円」を「41,177千円」に改める。

議案第17号

令和7年度小松市下水道事業会計補正 予算（第4号）

第1条 令和7年度小松市の下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度小松市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	3,962,500千円	7,900千円	3,970,400千円
第1項 営業収益	2,648,595千円	2,556千円	2,651,151千円
第2項 営業外収益	1,216,795千円	5,344千円	1,222,139千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	4,545,500千円	12,400千円	4,557,900千円
第2項 営業外費用	487,359千円	12,400千円	499,759千円

第3条 予算第4条本文括弧書中当年度分損益勘定留保資金「979,719千円」を「975,274千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「144,552千円」を「148,997千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
(△は減を示す。)

収 入

第1款 資本的収入	5,957,300千円	80,000千円	6,037,300千円
第1項 企業債	4,136,450千円	45,000千円	4,181,450千円
第3項 県補助金	42,000千円	35,000千円	77,000千円

支 出

第1款 資本的支出	7,340,300千円	80,000千円	7,420,300千円
第1項 建設改良費	3,160,796千円	80,000千円	3,240,796千円

第4条 予算第5条に定めた起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

(補正前)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	1,364,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし,利率見直し方式で借り入れる資金については,利率見直しを行った後においては,当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし,財政の状況により償還年限を短縮し,繰上償還をなし,又は借換えをすることができる。
流域下水道事業債	26,000			
農業集落排水事業債	90,200			
下水道事業借換債	579,150			
資本費平準化債	1,654,100			
下水道事業特例債	145,200			

災害復旧 事業費	277,000			
計	4,136,450			

(補正後)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業債	1,364,800	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
流域下水道 事業債	26,000			
農業集落 排水事業債	135,200			
下水道事業 借換債	579,150			
資本費 平準化債	1,654,100			
下水道事業 特例債	145,200			
災害復旧 事業費	277,000			
計	4,181,450			

第5条 予算第9条本文中下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「30,752千円」を「30,882千円」に改める。

議案第18号

令和7年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	10,185,707千円	402,145千円	10,587,852千円
第3項 特別利益	1千円	402,145千円	402,146千円
	支		出
第1款 病院事業費用	10,762,265千円	1,445,214千円	12,207,479千円
第3項 特別損失	1千円	1,445,214千円	1,445,215千円

議案第19号

小松市老朽危険空家除却後の土地に係る固定資産税等の減免に関する条例

小松市老朽危険空家除却後の土地に係る固定資産税等の減免に関する条例を次のように制定する。

小松市老朽危険空家除却後の土地に係る固定資産税等の減免に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、老朽化した危険な空家を除却した後の土地について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第367条の規定に基づき、固定資産税等の減免を行うことにより、老朽危険空家の除却を促進し、もって市民の安全で良好な住環境を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険空家 規則で定める基準により、市長が危険な空家と認定したものをいう。
- (2) 老朽危険空家所在地 老朽危険空家の敷地の用に供されていた土地をいう。
- (3) 除却 老朽危険空家の解体、残置物の撤去がなされ、かつ、土地の整地がなされた状態にすることをいう。

(固定資産税の減免対象)

第3条 市長は、老朽危険空家所在地であつて、かつ、当該老朽危険空家が除却された日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税につ

いて、法第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けたものについて、固定資産税の減免（以下「減免」という。）を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、減免の対象としないものとする。

(1) 第5条の規定による減免の申請をした者が市税を滞納している場合

(2) 老朽危険空家所在地が、減免を受けようとする年度分の固定資産税の賦課期日現在において営利のための用に供されていた場合

(3) 老朽危険空家所在地を不動産売買若しくは不動産貸付を業とする者又は当該老朽危険空家所在地に係る土地賃貸借契約により収入を得ている者が所有している場合

(4) 申請者が虚偽の申請を行った場合

(5) その他市長が他の納税義務者との公平を確保する上で、減免することが適当でないと認める場合

（老朽危険空家の認定）

第4条 減免を受けようとする者は、当該老朽危険空家が除却される前に、あらかじめ規則で定めるところにより、老朽危険空家の認定を受けなければならない。

2 老朽危険空家の認定について必要な事項は、規則で定める。

（減免の申請）

第5条 減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対して申請をしなければならない。

2 前項の申請をすることができる者は、老朽危険空家所在地の所有者（法人及び不動産業を営む個人事業主を除く。）又はその相続人とする。

（減免の期間）

第6条 減免の期間は、老朽危険空家の除却に伴い老朽危険空家所在地に係る住宅用地特例が適用されなくなる年度から起算して3か年度とする。

（減免の額）

第7条 減免の額は、当該年度において老朽危険空家所在地について課されるべき固定資産税の額から、当該年度において当該老朽危険空家所在地について住宅用地特例を適用したとした場合の固定資産税の額を減じて得た額とする。

(減免の期間の終了)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定にかかわらず、該当すると認められた日の属する年度をもって減免の期間は終了するものとする。

- (1) 当該老朽危険空家所在地が専ら人の居住の用に供されている場合
- (2) 売買その他の理由により、申請者が老朽危険空家所在地の所有者又はその相続人でなくなった場合
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (4) 当該老朽危険空家所在地に専ら人の居住の用に供する家屋以外の家屋及び周辺環境への安全対策以外の目的で構築物が建築された場合
- (5) 当該老朽危険空家所在地を法第349条の3の2に規定する住宅用地以外の用途に変更したとき
- (6) 当該老朽危険空家所在地の管理義務者による適正な管理が行われないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたと認められる場合
- (7) その他、市長が減免を終了すべきと認めた場合

2 申請者は、前項各号の事由に該当することとなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(都市計画税の減免)

第9条 当該老朽危険空家所在地が市街化区域に存在する場合は、都市計画税について第3条から第8条までの規定を準用するものとする。

(関係条例との関係)

第10条 本条例による固定資産税の減免は、小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）第75条の適用を妨げない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から令和12年12月31日までの期間に老朽危険空家を除却したものについて適用する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第20号

小松市公共下水道条例の一部を改正する条例について

小松市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市公共下水道条例の一部を改正する条例

小松市公共下水道条例（昭和49年小松市条例第12号）の一部を次の表のように改正する。

改正前			改正後		
（使用料の算定方法）			（使用料の算定方法）		
第14条 [略]			第14条 [同左]		
汚水の種別	排除汚水量	使用料	汚水の種別	排除汚水量	使用料 (円)
一般汚水	10立方メートルまで（基本料金）	1,150円	一般汚水	10立方メートルまで（基本料金）	1,345
	10立方メートルを超え30立方メートルまで1立方メートルにつき	115		10立方メートルを超え30立方メートルまで1立方メートルにつき	135
	30立方メートルを超え50立方メートルまで1立方メートルにつき	175		30立方メートルを超え50立方メートルまで1立方メートルにつき	190
	50立方メートルを	180		50立方メートルを	195

	超え100立方メートルまで1立方メートルにつき	
	100立方メートルを超え200立方メートルまで1立方メートルにつき	<u>185</u>
	200立方メートルを超え500立方メートルまで1立方メートルにつき	<u>190</u>
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで1立方メートルにつき	<u>195</u>
	1,000立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	<u>200</u>
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	<u>55</u>
井戸水汚水	1立方メートルにつき	<u>105</u>
井戸水公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	<u>55</u>

2・3 [略]

	超え100立方メートルまで1立方メートルにつき	
	100立方メートルを超え200立方メートルまで1立方メートルにつき	<u>199</u>
	200立方メートルを超え500立方メートルまで1立方メートルにつき	<u>204</u>
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまで1立方メートルにつき	<u>209</u>
	1,000立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	<u>214</u>
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	<u>65</u>
井戸水汚水	1立方メートルにつき	<u>125</u>
井戸水公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	<u>65</u>

2・3 [同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行し，令和8年9月検針分の使用料から適用する。

議案第21号

小松市地域優良賃貸住宅条例の一部を 改正する条例について

小松市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

小松市地域優良賃貸住宅条例（令和3年小松市条例第22号）の一部を次の表のように改正する。

改正前			改正後		
（設置及び名称等）			（設置及び名称等）		
第4条 [略]			第4条 [同左]		
2 地域優良賃貸住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。			2 地域優良賃貸住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
木曾町住宅 松6棟	小松市安宅町甲10番地	18戸	木曾町住宅 松6棟	小松市安宅町甲10番地	18戸
			本江町住宅	小松市本江町～52番地	6戸
（敷金）			（敷金）		
第17条 市長は、入居時における第10条の規定により定められた家賃の <u>3月分に相当する</u> 金額の敷金			第17条 市長は、入居時における第10条の規定により定められた家賃の <u>3月分を上限とする</u> 金額の敷金		

(以下「敷金」という。)を、入居決定者から徴収するものとする。

(以下「敷金」という。)を、入居決定者から徴収するものとする。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第22号

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松市国民健康保険税条例（昭和31年小松市条例第6号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、石川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第	(課税額) 第2条 [同左] (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、石川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第

80号)の規定による後期高齢者
支援金等(以下この条において
「後期高齢者支援金等」という。
)及び介護保険法(平成9年法
律第123号)の規定による納付金
(以下この条において「介護納
付金」という。) _____

_____の納付に要す
る費用に充てる部分を除く。)に
充てるための国民健康保険税
の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) [略]

[新設]

2 前項第1号の基礎課税額は、世
帯主(前条第2項の世帯主を除く。

80号)の規定による後期高齢者
支援金等(以下この条において
「後期高齢者支援金等」という。
)、_____介護保険法(平成9年法
律第123号)の規定による納付金
(以下この条において「介護納
付金」という。)及び子ども・
子育て支援法(平成24年法律第
65号)の規定による子ども・子
育て支援納付金(以下この条に
おいて「子ども・子育て支援納
付金」という。)の納付に要す
る費用に充てる部分を除く。)に
充てるための国民健康保険税
の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) [同左]

(4) 子ども・子育て支援納付金課
税額(国民健康保険税のうち、
国民健康保険事業費納付金の納
付に要する費用(石川県の国民
健康保険に関する特別会計にお
いて負担する子ども・子育て支
援納付金の納付に要する費用に
充てる部分に限る。)に充てる
ための国民健康保険税の課税額
をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世
帯主(前条第2項の世帯主を除く。

) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 [略]

[新設]

) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 [同左]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.0を乗じて算定する。

2 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について30,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 [略]

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8

項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.52を乗じて算定する。

2 [同左]

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について32,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 [同左]

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8

号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2 _____及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2 _____及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 28,700円

(2) 特定世帯 14,350円

(3) 特定継続世帯 21,525円

(国民健康保険の被保険者に係る

号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2、第9条の6及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2、第9条の6及び第21条第1項において同じ。)以外の世帯 27,700円

(2) 特定世帯 13,850円

(3) 特定継続世帯 20,775円

(国民健康保険の被保険者に係る

後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,900円とする。

[新設]

[新設]

後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.37を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.05を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

<p>[新設]</p>	<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は，被保険者1人について1,240円とする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は，18歳以上被保険者1人について60円とする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は，次の各号に掲げる世帯の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(2) 特定世帯 400円</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(3) 特定継続世帯 600円</u></p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は，第2条第2項本文の基礎課税</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は，第2条第2項本文の基礎課税</p>

額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）とする。

(1) [略]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。

） 1人について 21,420円

イ [略]

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,090円

(4) 特定世帯 10,045円

(5) 特定継続世帯 15,068円

ウ 国民健康保険の被保険者に

額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額とする。

(1) [同左]

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。

） 1人について 22,680円

イ [同左]

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,390円

(4) 特定世帯 9,695円

(5) 特定継続世帯 14,543円

ウ 国民健康保険の被保険者に

係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,860円

エ [略]

(7)～(9) [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,930

円

カ [略]

[新設]

[新設]

[新設]

係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,140円

エ [同左]

(7)～(9) [同左]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,490

円

カ [同左]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 868円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 42

円

ケ 国民健康保険の被保険者に

<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>） 1人について <u>15,300円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,350円</u></p> <p>(4) 特定世帯 <u>7,175円</u></p> <p>(7) 特定継続世帯 <u>10,763円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,900円</u></p> <p>エ [略]</p> <p>(7)～(7) [略]</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に</p>	<p><u>係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(7) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円</u></p> <p>(4) <u>特定世帯 280円</u></p> <p>(7) <u>特定継続世帯 420円</u></p> <p>(2) [同左]</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>） 1人について <u>16,200円</u></p> <p>イ [同左]</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,850円</u></p> <p>(4) 特定世帯 <u>6,925円</u></p> <p>(7) 特定継続世帯 <u>10,388円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,100円</u></p> <p>エ [同左]</p> <p>(7)～(7) [同左]</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に</p>
---	---

係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第1条
第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 4,950
円

カ [略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(3) [略]

係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第1条
第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 5,350
円

カ [同左]

キ 国民健康保険の被保険者に
係る子ども・子育て支援納付
金課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に
規定する世帯主を除く。） 1
人について 620円

ク 18歳以上被保険者に係る子
ども・子育て支援納付金課税
額の18歳以上被保険者均等割
額 18歳以上被保険者（第1
条第2項に規定する世帯主を
除く。） 1人について 30円

ケ 国民健康保険の被保険者に
係る子ども・子育て支援納付
金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ
、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世
帯以外の世帯 400円

(4) 特定世帯 200円

(5) 特定継続世帯 300円

(3) [同左]

ア 国民健康保険の被保険者に
係る基礎課税額の被保険者均
等割額 被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。

） 1人について 6,120円

イ [略]

(7) 特定世帯及び特定継続世
帯以外の世帯 5,740円

(4) 特定世帯 2,870円

(7) 特定継続世帯 4,305円

ウ 国民健康保険の被保険者に
係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保
険者（第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。） 1人に
ついて 1,960円

エ [略]

(7)～(7) [略]

オ 介護納付金課税被保険者に
係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第1条
第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 1,980

円

カ [略]

[新設]

ア 国民健康保険の被保険者に
係る基礎課税額の被保険者均
等割額 被保険者（第1条第
2項に規定する世帯主を除く。

） 1人について 6,480円

イ [同左]

(7) 特定世帯及び特定継続世
帯以外の世帯 5,540円

(4) 特定世帯 2,770円

(7) 特定継続世帯 4,155円

ウ 国民健康保険の被保険者に
係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保
険者（第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。） 1人に
ついて 2,040円

エ [同左]

(7)～(7) [同左]

オ 介護納付金課税被保険者に
係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者（第1条
第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 2,140

円

カ [同左]

キ 国民健康保険の被保険者に
係る子ども・子育て支援納付
金課税額の被保険者均等割額

	<p><u>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</u> <u>1人について 248円</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> <u>18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</u> <u>1人について 12円</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(7) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(4) <u>特定世帯 80円</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(5) <u>特定継続世帯 120円</u></p>
<p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,590円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,650円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,240円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯</p>	<p>2 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,860円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,100円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,960円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯</p>

以外の世帯 15,300円

(2) [略]

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,470円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,450円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,920円

エ アからウまでに掲げる世帯
以外の世帯 4,900円

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）

以外の世帯 16,200円

(2) [同左]

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,530円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,550円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,080円

エ アからウまでに掲げる世帯
以外の世帯 5,100円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 186円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 310円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 496円

エ アからウまでに掲げる世帯
以外の世帯 620円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）

が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額

_____ (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額

_____) は、当該所得割額及び被保険者均等割額

_____ から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

[新設]

[新設]

が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上

被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)

は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上

被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [同左]

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定す

[新設]

る金額を減額するものとした場合
合にあつては、その減額後の被
保険者均等割額) の12分の1の
額に、当該出産被保険者の産前
産後期間のうち当該年度に属す
る月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者
に係る子ども・子育て支援納付
金課税額の18歳以上被保険者均
等割額 当該出産被保険者につ
き第9条の5の規定により算定
した18歳以上被保険者均等割額
(第1項に規定する金額を減額
するものとした場合にあつては
、その減額後の18歳以上被保険
者均等割額) の12分の1の額に
、当該出産被保険者の産前産後
期間のうち当該年度に属する月
数を乗じて得た額

[新設]

4. 国民健康保険税の納税義務者の
属する世帯内に18歳に達する日以
後の最初の3月31日以前である被
保険者(以下「18歳未満被保険者
」という。)がある場合における
当該納税義務者に対して課する子
ども・子育て支援納付金課税額の
被保険者均等割額(当該納税義務
者の世帯に属する18歳未満被保険

者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に
係る国民健康保険税の課税の特例
）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に
係る国民健康保険税の課税の特例
）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に

規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第

規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第

1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。

) の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林

1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。

) の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林

所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条

所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条

の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第

の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第

2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金

2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項 _____ の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額

並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配

並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配

当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条及び第21条第1項_____の規定の適用については，第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と，「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と，第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

当等，同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条，第9条の3及び第21条の規定の適用については，第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と，「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と，第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条及び第21条第1項 _____ の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第3条，第6条，第8条，第9条の3及び第21条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施

特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する

特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の3及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する

る法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

る法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の小松市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第23号

小松市火災予防条例の一部を改正する 条例について

小松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市火災予防条例の一部を改正する条例

小松市火災予防条例（昭和37年小松市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、<u>次の基準</u>によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、<u>次に掲げる基準</u>によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する</p>

耐火構造をいう。以下同じ。) であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の距離 _____ のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める次のいずれかの距離以上の距離を保つこと。

ア 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）別表第1又は別表第2に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する

耐火構造をいう。以下同じ。) であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める次のいずれかの距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第1の炉の項に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する

基準（平成14年消防庁告示第1号。以下「離隔距離基準」という。）により得られる距離

(2)～(9) [略]

(10) 屋外に設ける場合にあつては，風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講じること。ただし，第17号アに掲げる装置を設けたものにあつては，この限りでない。

(11)～(14) [略]

(15) [略]

ア～ウ [略]

エ 燃料タンクは，その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ，対象火気省令第13条第1項第1号の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

基準（平成14年消防庁告示第1号。_____）により得られる距離

(2)～(9) [同左]

(10) 屋外に設ける場合にあつては，風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし，第17号アに掲げる装置を設けたものにあつては，この限りでない。

(11)～(14) [同左]

(15) [同左]

ア～ウ [同左]

エ 燃料タンクは，その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ，次の表 _____ に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上
5リットルを超え20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルを超え40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

オ～サ [略]

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講じること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。

オ～サ [同左]

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。

ス [略]

セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講じること。

(16)～(19) [略]

2 炉の管理は、次の基準によらなければならない。

(1)～(6) [略]

3・4 [略]

(ふろがま)

第3条の2 ふろがまの構造は、次の基準によらなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(温風暖房機)

第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次の基準によらなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(厨房設備)

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、

ス [同左]

セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講じること。

(16)～(19) [同左]

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(6) [同左]

3・4 [同左]

(ふろがま)

第3条の2 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) [同左]

2 [同左]

(温風暖房機)

第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) [同左]

2 [同左]

(厨房設備)

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、

次の基準 _____ によらなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

ア～ウ [略]

エ 次の _____ 厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(7)・(4) [略]

(3)・(4) [略]

2 [略]

(ボイラー)

第4条 ボイラーの構造は、次の基準 _____によらなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(壁付暖炉)

第6条 壁付暖炉の位置及び構造は、次の基準 _____によらなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(乾燥設備)

第7条 乾燥設備の構造は、次の基準 _____によらなければならない。

(1)～(3) [略]

次に掲げる基準によらなければならない。

(1) [同左]

(2) [同左]

ア～ウ [同左]

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(7)・(4) [同左]

(3)・(4) [同左]

2 [同左]

(ボイラー)

第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準 _____によらなければならない。

(1)・(2) [同左]

2 [同左]

(壁付暖炉)

第6条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準 _____によらなければならない。

(1)・(2) [同左]

2 [同左]

(乾燥設備)

第7条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準 _____によらなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

2 [同左]

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サ

[新設]

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次の基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

ウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（ヒートポンプ冷暖房機）

第9条の2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次の基準によらなければならない。

(1) [略]

(2) 防振のための措置を講じること。

(3) [略]

2 [略]

（火花を生ずる施設）

第10条 グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次の基準によらなければならない。

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（ヒートポンプ冷暖房機）

第9条の2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) [同左]

(2) 防振のための措置を講ずること。

(3) [同左]

2 [同左]

（火花を生ずる施設）

第10条 グラビヤ印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) [略]

(2) 静電気による火花を生じるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講じること。

(3)・(4) [略]

(放電加工機)

第10条の2 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次の基準によらなければならない。

(1)～(4) [略]

2 放電加工機の管理は、次の基準によらなければならない。

(1)～(4) [略]

3 [略]

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項の急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の基準によらなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁

(1) [同左]

(2) 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

(3)・(4) [同左]

(放電加工機)

第10条の2 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(4) [同左]

2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(4) [同左]

3 [同左]

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) [同左]

(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁

，柱，床及び天井（天井のない場合にあっては，はり又は屋根。以下同じ。）で区画され，かつ，窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし，変更設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては，この限りでない。

(3)の2～(9) [略]

(10) 変圧器，コンデンサーその他の機器及び配線は，堅固な床，壁，支柱等に固定すること。

2・3 [略]

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して，電気自動車等（電気を動力源とする自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケ

，柱，床及び天井（天井のない場合にあっては，はり又は屋根。以下同じ。）で区画され，かつ，窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし，変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては，この限りでない。

(3)の2～(9) [同左]

(10) 変圧器，コンデンサーその他の機器及び配線は，堅固に床，壁，支柱等に固定すること。

2・3 [同左]

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して，電気自動車等（電気を動力源とする自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケ

ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次の基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講じること。

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講じること。

(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし

ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [同左]

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし

，漏電，地絡又は制御機能の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし，電圧又は電流の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(10) 異常な高温とならないこと。
また，異常な高温となった場合には，急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(11) [略]

(12) 急速充電設備と自動車等の衝突を防止する措置を講じること。

(13) コネクタについて，操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし，コネクタに十分な強度を有するものにあつては，この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては，当該液体が漏れた場合に，漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また，充電用ケーブルを冷却す

，漏電，地絡又は制御機能の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし，電圧又は電流の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 異常な高温とならないこと。
また，異常な高温となった場合には，急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(11) [同左]

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて，操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし，コネクタに十分な強度を有するものにあつては，この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては，当該液体が漏れた場合に，漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また，充電用ケーブルを冷却す

るために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次の措置を講じること。

ア～エ [略]

(17)～(19) [略]

2 [略]

（内燃機関を原動力とする発電設備）

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次の基準によらなけ

るために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次の措置を講ずること。

ア～エ [同左]

(17)～(19) [同左]

2 [同左]

（内燃機関を原動力とする発電設備）

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなけ

ればならない。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次の基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号、第11条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1) [略]

(2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

5 [略]

（蓄電池設備）

第13条 [略]

2 [略]

ればならない。

(1)～(4) [同左]

2・3 [同左]

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号、第11条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1) [同左]

(2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

5 [同左]

（蓄電池設備）

第13条 [同左]

2 [同左]

3 第1項に規定するもののほか屋外に設ける蓄電池設備（柱状及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 [略]

（ネオン管灯設備）

第14条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次の基準によらなければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

（舞台装置等の電気設備）

第15条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次の基準によら

3 第1項に規定するもののほか屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 [同左]

（ネオン管灯設備）

第14条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(5) [同左]

2 [同左]

（舞台装置等の電気設備）

第15条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によら

なければならない。

(1) [略]

(2) [略]

ア [略]

イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講じること。

2 [略]

(水素ガスを充填する気球)

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次の基準 _____ によらなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰め替えを行うこと。

(11)・(12) [略]

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は、次の基準 _____ によらなければならない。

(1)～(5) [略]

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次の基準 _____ によら

なければならない。

(1) [同左]

(2) [同左]

ア [同左]

イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2 [同左]

(水素ガスを充填する気球)

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準 _____ によらなければならない。

(1)～(9) [同左]

(10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと。

(11)・(12) [同左]

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は、次に掲げる基準 _____ によらなければならない。

(1)～(5) [同左]

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準 _____ によら

なければならない。

(1) [略]

ア 対象火気省令別表第1又は別表第2の対象火気設備等又は対象火気器具等の種別の欄の設備等又は器具等の種別に 応じそれぞれこれらの表の離隔距離の欄に掲げる距離

イ 離隔距離基準により得られる距離

(2)～(13) [略]

2 [略]

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次の基準 によらなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次の基準 によらなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(喫煙等)

第23条 次の場所のうち消防長が指定するもの (以下この条において

なければならない。

(1) [同左]

ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2)～(13) [同左]

2 [同左]

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準 によらなければならない。

(1)・(2) [同左]

2 [同左]

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準 によらなければならない。

(1)・(2) [同左]

2 [同左]

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所

「指定場所」という。)において
は、喫煙し、若しくは裸火を使用
し、又は指定場所に火災予防上危
険な物品を持ち込んで서는ならない。
ただし、特に必要な場合において
消防長が火災予防上支障がないと
認めたときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

2 指定場所には、客席の前面その
他の見やすい箇所に規則で定める
基準に適合した標識を設けなけれ
ばならない。

3 指定場所（第1項第3号に規定
する場所を除く。）

　を有する防火対象物の関係者は
、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ当該各号に定める
措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全
面的に喫煙が禁止されている場
合 当該防火対象物内において
全面的に喫煙が禁止されている
旨の標識（規則で定める基準に
適合するものに限る。）の設置

　において
は、喫煙し、若しくは裸火を使用
し、又は当該場所に火災予防上危
険な物品を持ち込んで서는ならない。
ただし、特に必要な場合において
消防長が火災予防上支障がないと
認めたときは、この限りでない。

(1)～(4) [同左]

2 前項の消防長が指定する場所
には、客席の前面その他の見やすい
箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又
は「危険物品持込み厳禁」と表示
した標識を設けなければならない。

この場合において、標識の色は、
地を赤色、文字を白色とするもの
とする。

3 第1項の消防長が指定する場所
（同項第3号に掲げる場所を除く。）

　を有する防火対象物の関係者は
、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ次の各号に定める
措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全
面的に喫煙が禁止されている場
合 当該防火対象物内において
全面的に喫煙が禁止されている
旨の標識　
　の設置

その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合
適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（規則で定める基準に適合するものに限り、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）

[新設]

4 前項第2号の喫煙所は

その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合
適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（_____健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合にお

_____，階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、当該防火対象物の関係者が当該防火対象物の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じたときは、当該階において喫煙所を設けないことができる。

5 第3項第2号の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、指定場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

6 指定場所の関係者は、指定場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は指定場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

_____、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等

_____の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第29条の3 住宅用防災警報器は、次の住宅の部分(第2号から第5号までの住宅の部分)にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。))を除く。)から直下階に通じる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数え

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分)にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。

(1) [同左]

(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。))を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数え

た階数が2以上である階に限る。
) から下方に数えた階数が2である階に直上階から通じる階段の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。)

- (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)

から直下階に通じる階段の上端

- (5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階(以下この号において「当該階」という。)の次の

いずれかの住宅の部分

ア [略]

イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通じる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通じる階段の下端

た階数が2以上である階に限る。
) から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。)

- (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)

から直下階に通ずる階段の上端

- (5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階(以下この号において「当該階」という。)の次に掲げ

るいずれかの住宅の部分

ア [同左]

イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けなければならない。

(1)・(2) [略]

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けなければならない。

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

[表] [略]

5 [略]

6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次の基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1)～(6) [略]

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第29条の4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。

(1)・(2) [同左]

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けること。

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

[表] [同左]

5 [同左]

6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1)～(6) [同左]

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第29条の4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定

める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。

2 感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けなければならない。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

[表] [略]

4 [略]

5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次の基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1)～(5) [略]

6 [略]

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

2 感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けること。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

[表] [同左]

4 [同左]

5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1)～(5) [同左]

6 [同左]

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の _____ 技術上の基準によらなければならない。

(1) [略]

ア 可燃性固体類（危険物政令別表第4備考第6号ニに該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応す

欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の 各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) [同左]

ア 可燃性固体類（別表第2備考第6号ニ _____ に該当するものを除く。）にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応す

るものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ [略]

- (2) 可燃性液体類等（危険物政令別表第4備考第6号ニに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) [略]

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の _____ 技術上の基準によらなければならない。

- (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」

るものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ [同左]

- (2) 可燃性液体類等（別表第2備考第6号ニ _____ に該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3)・(4) [同左]

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」

という。)にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し,又は取り扱う可燃性固体類等の数量を危険物政令別表第4に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を,指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか,又は防火上有効な塀を設けること。

[表] [略]

- (2) 危険物政令別表第4で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し,又は取り扱う場合は,壁,柱,床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし,その周囲に幅1メートル(同表で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し,又は取り扱う場合は,3メートル)以上の空地を保有するか,又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては,壁,

という。)にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し,又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第2に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を,指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか,又は防火上有効な塀を設けること。

[表] [同左]

- (2) 別表第2で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し,又は取り扱う場合は,壁,柱,床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし,その周囲に幅1メートル(同表で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し,又は取り扱う場合は,3メートル)以上の空地を保有するか,又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては,壁,

柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 [略]

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 再生資源燃料（危険物政令別表第4備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア～エ [略]

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の技術上の基準によらなければならない。

(1) [略]

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化

柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 [同左]

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1)～(4) [同左]

(5) 再生資源燃料（別表第2備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア～エ [同左]

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) [同左]

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化

燃料等及び合成樹脂類（危険物政令別表第4備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

[表] [略]

(3) [略]

ア [略]

[表] [略]

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（危険物政令別表第4で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メー

燃料等及び合成樹脂類（別表第2備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

[表] [同左]

(3) [同左]

ア [同左]

[表] [同左]

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第2 _____で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メー

トル) 以上の空地进行を保有する
か、又は防火上有効な塀を設
けること。ただし、開口部の
ない防火構造の壁又は不燃材
料で造った壁に面するとき又
は火災の延焼を防止するため
水幕設備を設置する等必要な
措置を講じた場合は、この限
りでない。

ウ [略]

エ 危険物政令別表第4に定め
る数量の100倍以上を屋内にお
いて貯蔵し、又は取り扱う場
合は、壁及び天井を難燃材料
(建築基準法施行令第1条第
6号に規定する難燃材料をい
う。) で仕上げた室内におい
て行うこと。

(4) [略]

ア [略]

イ 危険物政令別表第4で定め
る数量の100倍以上の廃棄物固
形化燃料等をタンクにおいて
貯蔵する場合は、当該タンク
は廃棄物固形化燃料等に発熱
が生じた場合に廃棄物固形化
燃料等を迅速に排出できる構
造とすること。ただし、当該

トル) 以上の空地进行を保有する
か、又は防火上有効な塀を設
けること。ただし、開口部の
ない防火構造の壁又は不燃材
料で造った壁に面するとき又
は火災の延焼を防止するため
水幕設備を設置する等必要な
措置を講じた場合は、この限
りでない。

ウ [同左]

エ 別表第2に定め
る数量の100倍以上を屋内にお
いて貯蔵し、又は取り扱う場
合は、壁及び天井を難燃材料
(建築基準法施行令第1条第
6号に規定する難燃材料をい
う。) で仕上げた室内におい
て行うこと。

(4) [同左]

ア [同左]

イ 別表第2で定め
る数量の100倍以上の廃棄物固
形化燃料等をタンクにおいて
貯蔵する場合は、当該タンク
は廃棄物固形化燃料等に発熱
が生じた場合に廃棄物固形化
燃料等を迅速に排出できる構
造とすること。ただし、当該

タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第34条の2 危険物政令別表第4で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

（劇場等の客席）

第35条 [略]

(1)～(4) [略]

(5) [略]

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準数（8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数（20席を超える場合にあつては、20席とする。）をいう。以下この条におい

タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第34条の2 別表第2 _____ で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

（劇場等の客席）

第35条 [同左]

(1)～(4) [同左]

(5) [同左]

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数（20席を超える場合にあつては、20席とする。）をいう。以下この条におい

て同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ～オ [略]

第36条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) [略]

ア [略]

イ いす座を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一つに達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一つに接するように保有すること。

エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通

て同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ～オ [同左]

第36条 [同左]

(1)～(3) [同左]

(4) [同左]

ア [同左]

イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。

エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通

路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその一つに達するように保有すること。

(キャバレー等の避難通路)

第37条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの_____及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一つに達するように保有しなければならない。

(避難施設の管理)

第40条 [略]

(1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、滑り等を生じないように常に維持すること。

(2)・(3) [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 [略]

(1)～(6) [略]

路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

(キャバレー等の避難通路)

第37条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの(以下「キャバレー等」という。)及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

(避難施設の管理)

第40条 [同左]

(1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。

(2)・(3) [同左]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 [同左]

(1)～(6) [同左]

[新設]

(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) [略]

(火災と紛らわしい 煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 [略]

(1) 火災と紛らわしい 煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) [略]

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び危険物政令別表第4で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 [略]

別紙第1

削除

(6)の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) [同左]

(火災とまぎらわしい 煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 [同左]

(1) 火災とまぎらわしい 煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) [同左]

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第2で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 [同左]

別表第1 (第3条、第18条関係)

[表 別紙1 挿入]

[新設]

別表第2（第33条，第34条，第34条
の2，第46条関係）

[新設]

[表 別紙2 挿入]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

附 則

この条例は，令和8年3月31日から施行する。

別表第1 (第3条, 第18条関係)

種類			離隔距離 (cm)					
			入力		上方	側方	前方	後方
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—		250	200	300	200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—		150	150	200	150
		使用温度が300℃未満のもの	—		100	100	100	100
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—		250	200	300	200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—		150	100	200	100
		使用温度が300℃未満のもの	—		100	50	100	50
浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)		—	15注	15	15
	内がま	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)		—	—	60	—

注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

不燃以外	半密閉式	浴室外設置	外がまでバーナー 取り出し口のない もの	21kW 以下	(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては当該 バーナーが70kW以 下であつて、か つ、ふろ用バー ナーが21kW以下)	—	15	15	15
			外がまでバーナー 取り出し口のある もの	21kW 以下	(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては当該 バーナーが70kW以 下であつて、か つ、ふろ用バー ナーが21kW以下)	—	15	60	15
			内がま	21kW 以下	(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては当該 バーナーが70kW以 下であつて、か つ、ふろ用バー ナーが21kW以下)	—	15	60	—
	密閉式		21kW 以下	(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては当該 バーナーが70kW以 下であつて、か つ、ふろ用バー ナーが21kW以下)	—	2 注	2	2	

ふろがま	気体燃料	不	屋外用	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15		
			浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	4.5注	—	4.5	
				内がま	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	—	—	
			半密閉式	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5
					外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5

燃	内がま	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—
	密閉式	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2注	—	2
	屋外用	21kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃以外	39kW以下		60	15	15	15
	不燃	39kW以下		50	5	—	5
上記に分類されないもの		—		60	15	60	15

温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式 バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150		15	
						26kWを超え70kW以下	100	15	100		注1	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150		150	
					強制排気型	26kW以下	60	10	100		10	
			密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10			
		不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—		5	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—		150	
					強制排気型	26kW以下	50	5	—		5	
					密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5		—	5
		上記に分類されないもの				—	100	60	60		注2	60

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
	不燃	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式	12kWを超え42kW以下		—	15	15	15
				12kW以下		—	4.5	4.5	4.5
			密閉式		42kW以下		4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15	
		不燃	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
			半密閉式		42kW以下		—	4.5	—
	密閉式		42kW以下		4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用		フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外	12kWを超え70kW以下		60	15	15	15	
			12kW以下		40	4.5	15	4.5	
		不燃	12kWを超え70kW以下		50	5	—	5	
12kW以下			20	1.5	—	1.5			
上記に分類されないもの					23kWを超える	120	45	150	45

				23kW以下	120	30	100	30			
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型, つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型, つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15	
不燃		半密閉式		機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100		

		燃	閉式	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5
				上記に分類されないもの		—	150	100	150	100
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
	上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50
					内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30
不燃以外	開放式	常圧貯蔵型		フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		瞬間型		フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
	半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型				12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		瞬間型		調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
				壁掛け型, 据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
					フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15

層外田

簡易湯沸設備	気体燃料	屋外用		フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15		
		開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5		
		不燃	半密閉式			12kW以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
					壁掛け型, 据置型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			屋外用	フードを付けない場合		12kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合		12kW以下	10	4.5	—	4.5	
		液体燃料	不燃以外			12kW以下	40	4.5	15	4.5	
			不燃			12kW以下	20	1.5	—	1.5	
				半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
					瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	15	15	15
密閉式	常圧貯蔵型			12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
				調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0		

給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	式	瞬間型	壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
					フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15	
					瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
				瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5	
				密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
					瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型, 据置型	12kWを超え70kW以下		4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5		
			液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
		不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5			

上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。	
気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100		4.5
			全周放射型	7kW以下	100	100	100	100		
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5		注1
			強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80		4.5
			全周放射型	7kW以下	80	80	80	80		
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5		注1
			強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
移動式ストーブ	不燃以外	開放式	放射型		7kW以下	100	50	100		20
			自然対流型		7kWを超え12kW以下	150	100	100	100	
					7kW以下	100	50	50	50	
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12kW以下	100	15	100	15	
			温風を全周方向に吹き出すもの		7kWを超え12kW以下	100	150	150	150	
					7kW以下	100	100	100	100	
	液体燃料	不燃	開放式	放射型		7kW以下	80	30	—	5
				自然対流型		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100
						7kW以下	80	30	—	30
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12kW以下	80	5	—
温風を全周方向に		7kWを超え12kW以下	80		150	—	150			

				吹き出すもの	7kW以下	80	100	—	100			
				固体燃料	—	100	50 注2	50 注2	50 注2			
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
					卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注		
			バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15	15		
					卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5		
				加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	30	10	10	10		
						圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10		10
		バーナーが露出			卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	80	0	—	0		
					卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
					加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—		0

	不燃	開放式	バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	30	4.5	—	4.5
					卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	10	4.5	—	4.5
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
					圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15	
		不燃			6kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料			—	100	30	30	30		

電気温風機	電気	不燃以外		2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあつては60cmとする。	
		不燃		2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ，電気レンジ，電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
						—	20 注1	—	20 注1	
					—	10 注2	—	10 注2		
					4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	
						—	15 注1	—	15 注1	
					—	10 注2	—	10 注2		
					4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
						—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
					こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	100	2	2	2	
						—	10 注2	—	10 注2	

		不燃	電気こんろ，電気レンジ，電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0	
						—	0	—	0	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80	0	—	0	
						—	0	—	0	
電気 天火	電気	不燃以外		2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあっては10cmとする。	
		不燃		2kW以下	10	4.5注	—	4.5注		
電子 レンジ	電気	不燃以外		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	注：排気口面にあっては10cmとする。	
		不燃		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	—		4.5注
電気 ストーブ	電気	不燃以外		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	100	100	100	
				自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5	
				全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	80	—	80	
				自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0	

電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機，食器乾燥機，食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機，食器乾燥機，食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

- 備考
- 「気体燃料」，「液体燃料」，「固体燃料」及び「電気」は，それぞれ，気体燃料を使用するもの，液体燃料を使用するもの，固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
 - 「不燃以外」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
 - 「不燃」欄は，対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別紙 2

別表第 2 (第33条, 第34条, 第34条の 2, 第46条関係)

品名		数量
綿花類		200キログラム
木毛及びかんなくず		400キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000キログラム
糸類		1,000キログラム
わら類		1,000キログラム
再生資源燃料		1,000キログラム
可燃性固体類		3,000キログラム
石炭・木炭類		10,000キログラム
可燃性液体類		2立方メートル
木材加工品及び木くず		10立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル
	その他のもの	3,000キログラム

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

- ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

議案第24号

小松市役所支所設置条例の一部を改正 する条例について

小松市役所支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市役所支所設置条例の一部を改正する条例

小松市役所支所設置条例（昭和30年小松市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
[新設]	<u>(休所日)</u>
[新設]	<u>第3条 支所の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。</u>
[新設]	(1) <u>日曜日及び水曜日</u>
[新設]	(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>
[新設]	(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u>
(委任)	(委任)
第3条 [略]	第4条 [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

議案第25号

小松市職員定数条例の一部を改正する 条例について

小松市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市職員定数条例の一部を改正する条例

小松市職員定数条例（昭和38年小松市条例第28号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>925</u> 人 ア 一般の職員 495人 イ 病院の職員 <u>430</u> 人 (2)～(6) [略] 計 <u>1,278</u> 人	第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>935</u> 人 ア 一般の職員 495人 イ 病院の職員 <u>440</u> 人 (2)～(6) [同左] 計 <u>1,288</u> 人
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小松市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年小松市条例第5号)の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(給与) 第2条 この条例において「給与」とは、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、管理職手当、初任給調整手当_____ _____ _____ _____, 地域手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手	(給与) 第2条 この条例において「給与」とは、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第19条において同じ。), 地域手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手

当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）をいう。

（通勤手当）

第10条の3 [略]

(1)～(3) [略]

2 [略]

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第3項において「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる交通用具の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
_____（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 片道4キロメートル未満

当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）をいう。

（通勤手当）

第10条の3 [同左]

(1)～(3) [同左]

2 [同左]

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で交通用具の使用距離の区分に応じて市長が定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

[削除]

2,200円

<u>イ 片道4キロメートル以上6</u> <u>キロメートル未満 4,400円</u>	[削除]
<u>ウ 片道6キロメートル以上8</u> <u>キロメートル未満 5,200円</u>	[削除]
<u>エ 片道8キロメートル以上10</u> <u>キロメートル未満 6,100円</u>	[削除]
<u>オ 片道10キロメートル以上12</u> <u>キロメートル未満 7,300円</u>	[削除]
<u>カ 片道12キロメートル以上14</u> <u>キロメートル未満 8,500円</u>	[削除]
<u>キ 片道14キロメートル以上16</u> <u>キロメートル未満 9,700円</u>	[削除]
<u>ク 片道16キロメートル以上18</u> <u>キロメートル未満 10,950円</u>	[削除]
<u>ケ 片道18キロメートル以上20</u> <u>キロメートル未満 12,200円</u>	[削除]
<u>コ 片道20キロメートル以上25</u> <u>キロメートル未満 13,500円</u>	[削除]
<u>サ 片道25キロメートル以上30</u> <u>キロメートル未満 16,600円</u>	[削除]
<u>シ 片道30キロメートル以上35</u> <u>キロメートル未満 19,700円</u>	[削除]
<u>ス 片道35キロメートル以上40</u> <u>キロメートル未満 22,800円</u>	[削除]
<u>セ 片道40キロメートル以上45</u> <u>キロメートル未満 25,900円</u>	[削除]
<u>ソ 片道45キロメートル以上50</u>	[削除]

キロメートル未満 29,100円

タ 片道50キロメートル以上55

キロメートル未満 32,300円

チ 片道55キロメートル以上60

キロメートル未満 35,500円

ツ 片道60キロメートル以上

38,700円

(3) [略]

[新設]

[新設]

[新設]

3 運賃等相当額をその支給単位期

[削除]

[削除]

[削除]

(3) [同左]

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、交通用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期

第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当、初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(初任給調整手当)

第18条の3 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定による初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員

第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当、第1種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(初任給調整手当)

第18条の3 _____次
の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

(1)・(2) [同左]

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定による第1種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員

には、同項の規定に準じて、初任給調整手当 _____ を支給する。

- 3 前2項の規定により初任給調整手当 _____ を支給される職員の範囲、初任給調整手当 _____ の支給期間及び支給額その他初任給調整手当 _____ の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

[新設]

には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当 を支給する。

- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当 を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当 の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当 の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

- 4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が定める職員にあつては、市長が定める額）並びにこれに第18条の4の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満

	<p>の端数を生じたときはこれを1円 に切り上げた額) (次項において 「特定額」という。)が、その在 勤する地域における民間の賃金の 最低基準を考慮して市長が定める 額 (次項において「基準額」とい う。)を下回るものには、採用の 日から市長が定める日までの間、 第2種初任給調整手当を支給する。</p>
<p>[新設]</p>	<p>5 第2種初任給調整手当の月額は 、市長が定めるところにより基準 額と特定額との差額を月額に換算 した額とする。</p>
<p>[新設]</p>	<p>6 第1項の規定の適用を受ける職 員以外の職員で、同項の規定によ り第2種初任給調整手当を支給さ れる職員との権衡上必要があると 認められるものとして市長が定め るものには、市長が定めるところ により、前2項の規定に準じて、 第2種初任給調整手当を支給する。</p>
<p>[新設]</p> <p>(技能労務職員の給与の種類及び 基準)</p> <p>第21条 技能労務職員 (会計年度任 用職員を除く。以下この条におい</p>	<p>7 前3項に規定するもののほか、 第2種初任給調整手当の支給に関 し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(技能労務職員の給与の種類及び 基準)</p> <p>第21条 技能労務職員 (会計年度任 用職員を除く。以下この条におい</p>

て同じ。)に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当_____及び退職手当とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、扶養手当、住居手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しない。

別表第5（第4条関係）

ア 行政職給料表級別標準職務表

[表 別紙1 挿入]

イ～オ [略]

カ 福祉職給料表級別標準職務表

[表 別紙3 挿入]

て同じ。)に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、第2種初任給調整手当及び退職手当とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、扶養手当_____及び退職手当は支給しない。

別表第5（第4条関係）

ア 行政職給料表級別標準職務表

[表 別紙2 挿入]

イ～オ [同左]

カ 福祉職給料表級別標準職務表

[表 別紙4 挿入]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

(小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年小松市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(諸手当の支給) 第5条 会計年度任用職員には、初任給調整手当_____	(諸手当の支給) 第5条 会計年度任用職員には、初任給調整手当 <u>(第1種初任給調整</u>

_____, 通勤手当,
地域手当, 義務教育等教員特別手
当, 特殊勤務手当, 時間外勤務手
当, 休日勤務手当, 宿日直手当,
夜間勤務手当, 期末手当及び勤勉
手当を支給する。

2 [略]

(初任給調整手当)

第6条 [略]

2 短時間会計年度任用職員に支給
する初任給調整手当 _____ に相当
する報酬については, 会計年度任
用職員の例による。

3 前項の規定にかかわらず, 短時
間会計年度任用職員に支給する初
任給調整手当 _____ に相当する報
酬の額は, 給与条例第18条の3第
1項に規定する額の範囲内におい
てその者の勤務時間を考慮して規
則で定める。

[新設]

手当及び第2種初任給調整手当を
いう。以下同じ。), 通勤手当,
地域手当, 義務教育等教員特別手
当, 特殊勤務手当, 時間外勤務手
当, 休日勤務手当, 宿日直手当,
夜間勤務手当, 期末手当及び勤勉
手当を支給する。

2 [同左]

(初任給調整手当)

第6条 [同左]

2 短時間会計年度任用職員に支給
する第1種初任給調整手当 _____ に相当
する報酬については, 会計年度任
用職員の例による。

3 前項の規定にかかわらず, 短時
間会計年度任用職員に支給する第
1種初任給調整手当 _____ に相当する報
酬の額は, 給与条例第18条の3第
1項に規定する額の範囲内におい
てその者の勤務時間を考慮して規
則で定める。

4 新たに採用された短時間会計年
度任用職員の基本報酬の額が, そ
の在勤する地域における民間の最
低基準を考慮して任命権者が定め
る額を下回るときは, 採用の日か
ら任命権者が定めるまでの間, 第
2種初任給調整手当に相当する報

(勤務1時間当たりの給与その他の給付の額)

第17条 [略]

- 2 短時間会計年度任用職員で月額の基本報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の月額、地域手当に相当する報酬の月額及び初任給調整手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。
- 3 短時間会計年度任用職員で日額の報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の日額、地域手当に相当する報酬の日額及び初任給調整手当に相当する報酬の日額の合計額を、1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額とする。
- 4 短時間会計年度任用職員で1時間当たりの報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は

酬を支給する。

(勤務1時間当たりの給与その他の給付の額)

第17条 [同左]

- 2 短時間会計年度任用職員で月額の基本報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の月額、地域手当に相当する報酬の月額及び第1種初任給調整手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。
- 3 短時間会計年度任用職員で日額の報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の日額、地域手当に相当する報酬の日額及び第1種初任給調整手当に相当する報酬の日額の合計額を、1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額とする。
- 4 短時間会計年度任用職員で1時間当たりの報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は

，第3条第5項の規定により定められた基本報酬の1時間当たりの額，地域手当に相当する報酬の1時間当たりの額及び初任給調整手当に相当する報酬の1時間当たりの額の合計額とする。

，第3条第5項の規定により定められた基本報酬の1時間当たりの額，地域手当に相当する報酬の1時間当たりの額及び第1種初任給調整手当に相当する報酬の1時間当たりの額の合計額とする。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

(小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松市条例第42号)の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 手当の種類は，扶養手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当，寒冷地手当，管理職手当，初任給調整手当</p> <hr/> <hr/> <p>_____，災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)，</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 手当の種類は，扶養手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当，寒冷地手当，管理職手当，初任給調整手当</p> <p><u>(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第17条の3において同じ。)</u>，災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)，</p>

地域手当及び退職手当とする。

(初任給調整手当)

第15条 初任給調整手当 は、
専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

[新設]

地域手当及び退職手当とする。

(初任給調整手当)

第15条 第1種初任給調整手当は、
専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額及び第15条の3に規定する地域手当の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して、採用の日から管理者が定める日までの間、支給する。

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

(小松市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第4条 小松市職員の修学部分休業に関する条例（平成19年小松市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(修学部分休業等取得中の給与) 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号	(修学部分休業等取得中の給与) 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号

）第11条の規定にかかわらず，その勤務しない1時間につき，給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する管理職手当，地域手当，義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ，その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

）第11条の規定にかかわらず，その勤務しない1時間につき，給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する管理職手当，地域手当，義務教育等教員特別手当及び第1種初任給調整手当並びに規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ，その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

備考 この表中に付した下線は，注記である。

（小松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 小松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年小松市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって，企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて</p>	<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって，企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて</p>

同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、管理職手当、初任給調整手当_____、
_____、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

備考 この表中に付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務内容
1 級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 消防士の職務
2 級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 (2) 消防副士長及び高度の知識技術を必要とする業務を行う消防士の職務
3 級	(1) 主査の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	(1) 主幹_____の職務 (2) 指導主事，社会教育主事の職務
5 級	(1) 参事_____の職務 (2) 困難な業務を行う主幹，指導主事，社会教育主事の職務
6 級	(1) 課長の職務 (2) 専門官の職務 (3) 困難な業務を行う参事_____の職務
7 級	(1) 部次長の職務 (2) 次席専門官の職務
8 級	(1) 部長の職務 (2) 首席専門官の職務

別紙 2

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務内容
1 級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 消防士の職務
2 級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 (2) 消防副士長及び高度の知識技術を必要とする業務を行う消防士の職務
3 級	(1) 主査の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	(1) 主幹， <u>専門員</u> の職務 (2) 指導主事，社会教育主事の職務
5 級	(1) 参事， <u>課長補佐</u> ， <u>専門員</u> の職務 (2) 困難な業務を行う主幹，指導主事，社会教育主事の職務
6 級	(1) 課長の職務 (2) 専門官の職務 (3) 困難な業務を行う参事， <u>課長補佐</u> の職務
7 級	(1) 部次長の職務 (2) 次席専門官の職務
8 級	(1) 部長の職務 (2) 首席専門官の職務

別紙 3

カ 福祉職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務内容
1 級	保育士，指導員，児童福祉専門員の職務
2 級	(1) 主査の職務 (2) 困難な業務を行う保育士，児童福祉専門員の職務
3 級	困難な業務を行う主査の職務
4 級	保育所長（主幹），次長，主幹の職務
5 級	保育所長（参事），参事_____の職務
6 級	課長_____の職務

別紙 4

カ 福祉職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務内容
1 級	保育士，指導員，児童福祉専門員の職務
2 級	(1) 主査の職務 (2) 困難な業務を行う保育士，児童福祉専門員の職務
3 級	困難な業務を行う主査の職務
4 級	保育所長（主幹），次長，主幹の職務
5 級	保育所長（参事），参事，保育所長（課長補佐），課長補佐の職務
6 級	課長，保育所長（担当課長）の職務

議案第27号

小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市手数料条例の一部を改正する条例

小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
別表（第2条関係） (37)の2 建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の手数料。 <u>建築物エネルギー消費性能向上施行細則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物エネルギー消費性能向上施行細則」という。）第2条第1項第1号による建築物に関する確認の申請又は計画の通知の場合は、床面積に応</u>	別表（第2条関係） (37)の2 建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の手数料。 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第11条第1項ただし書（同条第2項後段において準用する場合を含む。）又は同法第12条第2項</u>

じ加算する。

[表 略]

(40)の2 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による完了の通知の手数料。建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物又は建築物エネルギー消費性能向上施行細則第2条第1項第1号の規定による建築物に関する完了検査の申請又は通知の場合は、同判定を受けた部分等の床面積に応じ、加算する。ただし、第11条第2項又は第12条第3項に規定する変更を受けた場合又は建築物エネルギー消費性能

ただし書（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める特定建築行為である場合の確認の申請又は計画の通知の場合は、床面積に応じ加算する。

[表 同左]

(40)の2 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による完了の通知の手数料。建築物エネルギー消費性能向上法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物又は建築物エネルギー消費性能向上施行細則第2条第1項第1号の規定による建築物に関する完了検査の申請又は通知の場合は、同判定を受けた部分等の床面積に応じ、加算する。ただし、第11条第2項又は第12条第3項に規定する変更を受けた場合又は建築物エネルギー消費性能向上施行細則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物エネルギー消費性能向上施行細則」

向上施行細則第2条第1項第1号による変更があった場合は、変更後の床面積とする。

[表 略]

(73)の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12 第6号に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替を行う既存不適格建築物の敷地等と道路との関係に係る制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円

(73)の3 建築基準法施行令第137条の12 第7号に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替を行う既存不適格建築物の道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円

という。) 第2条第1項第1号による変更があった場合は、変更後の床面積とする。

[表 同左]

(73)の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12 第11項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替を行う既存不適格建築物の敷地等と道路との関係に係る制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円

(73)の3 建築基準法施行令第137条の12 第12号に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替を行う既存不適格建築物の道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき 27,000円

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第28号

小松市スポーツ施設条例の一部を改正 する条例について

小松市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

第1条 小松市スポーツ施設条例（昭和53年小松市条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																
第2条 [略]	第2条 [同左]																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>小松市浮柳グラ ウンド</u></td> <td><u>小松市浮柳町 甲31番地1</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	<u>小松市浮柳グラ ウンド</u>	<u>小松市浮柳町 甲31番地1</u>	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> <td>[削除]</td> </tr> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[同左]	[同左]	[削除]	[削除]	[同左]	[同左]
名称	位置																
[略]	[略]																
<u>小松市浮柳グラ ウンド</u>	<u>小松市浮柳町 甲31番地1</u>																
[略]	[略]																
名称	位置																
[同左]	[同左]																
[削除]	[削除]																
[同左]	[同左]																
別表第1（第2条の2関係）	別表第1（第2条の2関係）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">体育施設名</th> <th style="width: 50%;">供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>小松市浮柳グラ ウンド</u></td> <td><u>午前5時から 日没まで</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	体育施設名	供用時間	[略]	[略]	<u>小松市浮柳グラ ウンド</u>	<u>午前5時から 日没まで</u>	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> <td>[削除]</td> </tr> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	供用時間	[同左]	[同左]	[削除]	[削除]	[同左]	[同左]
体育施設名	供用時間																
[略]	[略]																
<u>小松市浮柳グラ ウンド</u>	<u>午前5時から 日没まで</u>																
[略]	[略]																
施設名	供用時間																
[同左]	[同左]																
[削除]	[削除]																
[同左]	[同左]																
備考 [略]	備考 [同左]																
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。																	

第2条 小松市スポーツ施設条例の一部を次の表のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 [略]		第2条 [同左]	
名称	位置	名称	位置
<u>小松市木場潟スポーツ研修センター</u>	<u>小松市木場町</u> <u>ユ3番地7</u>	[削除]	[削除]
[略]		[同左]	
小松市梯川ボートハウス	小松市小島町 ヲ32番地1	小松市梯川ボートハウス	小松市小島町 ヲ32番地1
[新設]	[新設]	<u>小松市木場潟テニスコート</u>	<u>小松市木場町</u> <u>ユ20番地</u>
[新設]	[新設]	<u>小松市木場潟体育館</u>	<u>小松市木場町</u> <u>ユ山林3番地</u> <u>5</u>
(有料スポーツ施設)		(有料スポーツ施設)	
第5条 有料スポーツ施設（スポーツ施設であって、有料で使用されるものをいう。）は、次のとおりとする。		第5条 有料スポーツ施設（スポーツ施設であって、有料で使用されるものをいう。）は、次のとおりとする。	
<u>小松市木場潟スポーツ研修センター</u>		[削除]	
小松市念仏林グラウンド		小松市念仏林グラウンド	
小松市武道館		小松市武道館	
小松市梯川ボートハウス		小松市梯川ボートハウス	
[新設]		<u>小松市木場潟テニスコート</u>	

[新設]	小松市木場潟体育館																												
別表第1（第2条の2関係）	別表第1（第2条の2関係）																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>小松市木場潟スポーツ研修センター</u></td> <td><u>午前9時から</u> <u>午後9時30分</u> <u>まで</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>小松市梯川ボートハウス</td> <td>小松市小島町 ヲ32番地1</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	供用時間	[略]	[略]	<u>小松市木場潟スポーツ研修センター</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時30分</u> <u>まで</u>	[略]	[略]	小松市梯川ボートハウス	小松市小島町 ヲ32番地1	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> <td>[削除]</td> </tr> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> <tr> <td>小松市梯川ボートハウス</td> <td>小松市小島町 ヲ32番地1</td> </tr> <tr> <td><u>小松市木場潟テニスコート</u></td> <td><u>午前9時から</u> <u>午後9時30分</u> <u>まで</u></td> </tr> <tr> <td><u>小松市木場潟体育館</u></td> <td><u>午前9時から</u> <u>午後9時30分</u> <u>まで</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	供用時間	[同左]	[同左]	[削除]	[削除]	[同左]	[同左]	小松市梯川ボートハウス	小松市小島町 ヲ32番地1	<u>小松市木場潟テニスコート</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時30分</u> <u>まで</u>	<u>小松市木場潟体育館</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時30分</u> <u>まで</u>
施設名	供用時間																												
[略]	[略]																												
<u>小松市木場潟スポーツ研修センター</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時30分</u> <u>まで</u>																												
[略]	[略]																												
小松市梯川ボートハウス	小松市小島町 ヲ32番地1																												
[新設]	[新設]																												
[新設]	[新設]																												
施設名	供用時間																												
[同左]	[同左]																												
[削除]	[削除]																												
[同左]	[同左]																												
小松市梯川ボートハウス	小松市小島町 ヲ32番地1																												
<u>小松市木場潟テニスコート</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時30分</u> <u>まで</u>																												
<u>小松市木場潟体育館</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時30分</u> <u>まで</u>																												
備考 [略]	備考 [同左]																												
別表第2（第7条関係）	別表第2（第7条関係）																												
[表 別紙1 挿入]	[表 別紙2 挿入]																												
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。																													

附 則

（施行期日）

- この条例中第1条の改正規定は令和8年4月1日から、第2条の改正規定は規則で定める日（以下「第2条施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 第2条の改正規定による改正後の小松市スポーツ施設条例の施行のために必要な準備行為は、第2条施行日の前においても行うことができる。

別紙 1

別表第 2 (第 7 条関係)

施設名	区分			使用料の額 (円)			
				午前	午後	1日	夜間
小松市木場潟 スポーツ研修 センター	体育 場	個人	高校生以下	1回につき 100			
			一般	1回につき 200			
		専用	スポーツに使用する場合	480	720	960	960
			その他の場合	3,800	6,300	8,800	8,800
	テニ スコ ート	個人	高校生以下	1回につき 100			
			一般	1回につき 200			
		専用 (1コート)	高校生以下	1回につき 250			
			一般	1回につき 500			
	第一研修室			360	600	840	840
	第二研修室	A室		360	600	840	840
		B室		360	600	840	840
		A室及びB室		600	840	1,300	1,300
	第三研修室	A室		240	360	480	480
		B室		240	360	480	480
A室及びB室		360	600	840	840		
和室			240	360	480	480	
小松市念仏林 グラウンド	チーム		高校生以下	240 (午前9時以前及び			
			一般	480 午後5時以後のみ)			
	専用 (1面)		高校生以下	300	420	600	
			一般	600	840	1,300	
小松市武道館	さく らぎ	個人	高校生以下	1回につき 100			
			一般	1回につき 200			
	体育 室	専用	高校生以下	1,300	1,900	2,500	2,500
			一般	2,500	3,800	5,000	5,000
			スポーツ以外	3,800	5,000	6,300	6,300

	剣道場	個人	高校生以下	1回につき 100			
			一般	1回につき 200			
		専用	高校生以下	1,300	1,900	2,500	2,500
			一般	2,500	3,800	5,000	5,000
	柔道場	個人	高校生以下	1回につき 100			
			一般	1回につき 200			
		専用	高校生以下	1,300	1,900	2,500	2,500
			一般	2,500	3,800	5,000	5,000
弓道場	個人	高校生以下	1回につき 100				
		一般	1回につき 200				
	専用	高校生以下	1,300	1,900	2,500	2,500	
		一般	2,500	3,800	5,000	5,000	
ミーティングルーム			360	600	840	840	
会議室			360	600	840	840	
控室			360	600	840	840	
小松市梯川ポ ートハウス	ミーティングルーム			360	600	840	840

備考

- 1 各時間区分（午前，午後，1日又は夜間の各区分をいう。）の開始及び終了の時刻は，規則で定める。
- 2 この表において「1回」とは，2時間とする。
- 3 小松市武道館のうちさくらぎ体育室，剣道場又は柔道場の使用にあつては，当該施設の使用面積が2分の1以下の場合の使用料の額は，それぞれこの表に定める使用料の半額とする。
- 4 本市に住所を有しない者が使用する場合の使用料の額は，それぞれこの表に定める使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし，個人使用の場合は除く。

別紙 2

別表第 2 (第 7 条関係)

施設名	区分		使用料の額 (円)				
			午前	午後	1日	夜間	
小松市念仏林 グラウンド	チーム	高校生以下	240 (午前 9 時以前及び				
		一般	480 午後 5 時以後のみ)				
	専用 (1 面)	高校生以下	300	420	600		
		一般	600	840	1,300		
小松市武道館	さく らぎ	個人	高校生以下 1 回につき 100				
			一般 1 回につき 200				
	体育 室	専用	高校生以下	1,300	1,900	2,500	2,500
			一般	2,500	3,800	5,000	5,000
			スポーツ以外	3,800	5,000	6,300	6,300
	剣道 場	個人	高校生以下	1 回につき 100			
			一般	1 回につき 200			
		専用	高校生以下	1,300	1,900	2,500	2,500
			一般	2,500	3,800	5,000	5,000
	柔道 場	個人	高校生以下	1 回につき 100			
			一般	1 回につき 200			
		専用	高校生以下	1,300	1,900	2,500	2,500
			一般	2,500	3,800	5,000	5,000
	弓道 場	個人	高校生以下	1 回につき 100			
			一般	1 回につき 200			
		専用	高校生以下	1,300	1,900	2,500	2,500
			一般	2,500	3,800	5,000	5,000
	ミーティングルーム			360	600	840	840
	会議室			360	600	840	840
	控室			360	600	840	840
小松市梯川ボ ートハウス	ミーティングルーム		360	600	840	840	

小松市木場潟 テニスコート	個人	高校生以下	1回につき 100			
		一般	1回につき 200			
	専用 (1コート)	高校生以下	1回につき 250			
		一般	1回につき 500			
小松市木場潟 体育館	個人	高校生以下	1回につき 100			
		一般	1回につき 200			
	専用	スポーツに使用する場合	480	720	960	960
		その他の場合	3,800	6,300	8,800	8,800

備考

- 1 各時間区分（午前，午後，1日又は夜間の各区分をいう。）の開始及び終了の時刻は，規則で定める。
- 2 この表において「1回」とは，2時間とする。
- 3 小松市武道館のうちさくらぎ体育室，剣道場又は柔道場の使用にあつては，当該施設の使用面積が2分の1以下の場合の使用料の額は，それぞれこの表に定める使用料の半額とする。
- 4 本市に住所を有しない者が使用する場合の使用料の額は，それぞれこの表に定める使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし，個人使用の場合は除く。

議案第29号

工事請負契約の一部変更について

令和7年第3回小松市議会定例会において議決された議決第63号「工事請負契約について」（小松市公会堂外2施設解体工事）のうち、その一部を次のように変更する。

契約金額「金368,500,000円」を「金398,156,000円」に改める。

議案第30号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記の道路を市道路線に認定する。

記

整理 番号	路線名	起 終 点 点	延長 メートル	幅員 メートル	主要な 経過地
那谷 22-020	那谷菩提線	那谷町エ41-4地先 那谷町ス36-1地先	1,021.9	5.5~17.2	
国府 15-130	遊泉寺埴田線	遊泉寺町カ18番2地先 埴田町84番1地先	527.1	4.0~27.3	

議案第31号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を変更する。

記

整理 番号	新旧 の別	路 線 名	起 点 終 点	延 長 メートル	幅 員 メートル	主要な 経過地
栗津 21-001	旧	符津四丁町 線	符津町井2番15 四丁町ト13番	1215.0	5.0～36.3	
	新	符津四丁町 線	符津町井2番40 四丁町ト13番	1180.5	5.0～26.0	
牧Ⅱ 04-047	旧	安宅新臨空 1号線	安宅新町イ250番 20地先 安宅新町ナ12番1 地先	1,040.0	22.0～51.5	
	新	安宅新臨空 1号線	安宅新町43番地先 安宅新町35番地先	867.6	13.0～23.6	

議案第32号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、下記の市道を廃止する。

記

整理 番号	路線名	起 終 点 点	延長 メートル	幅員 メートル	主要な 経過地
中海 16-008	県道梯川線	軽海町289番 軽海町ト168番3	436.2	2.90～5.60	

議案第33号

指定管理者の指定の変更について

令和5年第5回小松市議会定例会において議決された議決第120号「指定管理者の指定について」の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

改正前				改正後			
施設の名称	指定管理者		指定の期間	施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称			所在地	名称	
[略]				[同左]			
小松市木場 潟スポーツ 研修センタ ー	小松市 末広町 72番地	公益財団法人 小松市まちづ くり市民財団	<u>令和6年4月1</u> <u>日から</u> <u>令和9年3月31</u> <u>日まで</u>	小松市木場 潟スポーツ 研修センタ ー	小松市 末広町 72番地	公益財団法人 小松市まちづ くり市民財団	<u>令和6年4月1</u> <u>日から</u> <u>小松市スポーツ</u> <u>施設条例の一部</u> <u>を改正する条例</u> <u>(令和8年小松</u> <u>市条例第 号。</u> <u>以下「令和8年</u> <u>改正施設条例」</u> <u>という。)第2</u> <u>条の施行の日の</u> <u>前日まで</u>
				<u>小松市木場</u>	<u>小松市</u>	<u>公益財団法人</u>	<u>令和8年改正施</u>

				<u>潟テニスコ ート</u>	<u>末広町 72番地</u>	<u>小松市まちづ くり市民財団</u>	<u>設条例第2条の 施行の日から</u>
				<u>小松市木場 潟体育館</u>			<u>令和9年3月31 日まで</u>
小松市大倉 岳高原スポ ーツ・レク リエーショ ン施設	小松市 末広町 72番地	公益財団法人 小松市まちづ くり市民財団		小松市大倉 岳高原スポ ーツ・レク リエーショ ン施設	小松市 末広町 72番地	公益財団法人 小松市まちづ くり市民財団	<u>令和6年4月1 日から</u> <u>令和9年3月31 日まで</u>
[略]				[同左]			

備考 この表中の[]及び[]内の記載並びに付した下線は、注記である。

議案第34号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、令和6年第1回小松市議会定例会において議決された議決第39号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」によって変更された旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地に係る総合整備計画のうち、その一部を次のように変更する。

旧大杉谷村・旧新丸村・旧西尾村辺地に係る総合整備計画を次の表のように改正する。

改正前						改正後					
1・2 [略]						1・2 [同左]					
3 公共的施設の整備計画						3 公共的施設の整備計画					
令和5年度から令和9年度までの5年間						令和5年度から令和9年度までの5年間					
(単位：千円)						(単位：千円)					
施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の 予定額	施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の 予定額
			特定 財源	一般 財源					特定 財源	一般 財源	
林道	石川県	<u>153,000</u>	<u>2,000</u>	<u>151,000</u>	<u>151,000</u>	林道	石川県	<u>276,000</u>		<u>276,000</u>	<u>276,000</u>
林道	小松市	<u>78,400</u>	<u>44,400</u>	<u>34,000</u>	<u>34,000</u>	林道	小松市	<u>234,700</u>	<u>117,700</u>	<u>117,000</u>	<u>117,000</u>
公民館 その他 集会施設	小松市	28,000		28,000	28,000	公民館 その他 集会施設	小松市	28,000		28,000	28,000
観光レク リエーシ ョン施設	小松市	<u>475,000</u>		<u>475,000</u>	<u>475,000</u>	観光レク リエーシ ョン施設	小松市	<u>833,000</u>		<u>833,000</u>	<u>833,000</u>
飲用水 供給施設	小松市	<u>176,000</u>	<u>88,000</u>	<u>88,000</u>	<u>88,000</u>	飲用水 供給施設	小松市	<u>302,000</u>	<u>151,000</u>	<u>151,000</u>	<u>151,000</u>
計		<u>910,400</u>	<u>134,400</u>	<u>776,000</u>	<u>776,000</u>	計		<u>1,673,700</u>	<u>268,700</u>	<u>1,405,000</u>	<u>1,405,000</u>

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

議案第35号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度

専決第4号 損害賠償の額を定めることについて

専決第5号 令和7年度小松市一般会計補正予算（第6号）

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月6日

小松市長 宮橋 勝栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月7日発生の事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金321,376円
- 3 事故の概要 令和7年11月7日午前11時頃、国土交通省 北陸地方整備局 小松流域治水出張所駐車場内を出る際、駐車車両と接触し、損傷させたもの。

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月23日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和7年度小松市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度小松市一般会計補正予算 (第6号)

令和7年度小松市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,544,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17	県支出金	4,922,104	50,500	4,972,604
	3 県委託金	409,828	50,500	460,328
	歳 入 合 計	58,494,310	50,500	58,544,810

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,226,243	50,500	7,276,743
	4 選挙費	125,897	50,500	176,397
	歳 出 合 計	58,494,310	50,500	58,544,810